

警察と消防の比較(その1 目的・主な業務等)

		警 察	消 防
目的等		個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持する(警察法第1条) 個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当る(警察法第2条)	火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資する(消防法第1条)
主な業務		犯罪予防、犯罪捜査、被疑者逮捕、交通取締、警備など ※ このほか、国民保護法に基づく避難住民の誘導等(国民保護法第63条第1項)	消火、救急、救助、火災予防、防災など ※ このほか、国民保護法に基づく避難住民の誘導等(国民保護法第62条第1項)
事務を実施する組織		都道府県警察 都道府県に、都道府県警察を置く。(警察法第36条) 都道府県警察は、当該都道府県の区域につき、第二条の責務に任ずる。(警察法第36条第2項) 都道府県知事の所轄の下に、都道府県公安委員会を置く。(警察法第38条第1項) 都道府県公安委員会は、都道府県警察を管理する。(警察法第38条第3項) 注 警察庁長官は、内閣総理大臣の所轄の下に置かれる国家公安委員会の管理に服し、警察庁の所掌事務について、都道府県警察を監督する(緊急事態の布告時は、内閣総理大臣による指揮監督の下、都道府県警察に対し指揮命令する。)(警察法第16条、72条及び73条)	市町村消防の原則 消防本部(常備)と消防団(非常備)が連携して活動 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。(消防組織法第6条) 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。(消防組織法第7条) 市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。 一 消防本部 二 消防署 三 消防団 (消防組織法第9条)
主な権限	警察のみ	職務質問をする権限(警職法第2条第1項) 武器を使用する権限(警職法第7条) 被疑者への出頭要請及び取調権(刑訴法第198条) 逮捕権(刑訴法第199条) 犯罪捜査のための差押・捜索・検証(刑訴法第218条)等	
	共通	緊急自動車の優先通行権(道交法第39条等) 特定区域の通行制限権(道交法第6条第4項) 災害時の通行禁止区域における車両その他の物件の移動命令や破損の権限(災対法第76条の3) 現場における一般人に対する協力命令権(警職法第4条第1項) 他人の家屋、土地に立ち入る権限(警職法第6条第1項)	緊急自動車の優先通行権(道交法第39条等及び消防法第26条) 特定区域の通行制限権(消防法第28条) 災害時の通行禁止区域における車両その他の物件の移動命令や破損の権限(警察官がその場にはない場合に限る。)(災対法第76条の3) 現場における一般人に対する協力命令権(消防法第29条第5項) 他人の家屋、土地に立ち入る権限(消防法第29条第1項及び第2項)
	消防のみ		消火活動中の緊急措置としての近隣の建物を破壊する権限等(消防法第29条第1項及び第2項)

警察と消防の比較(その2 職員の勤務条件等)

	警 察	消 防
給料表	公安職俸給表が適用される。	全国の消防吏員のうち約4割の者に国の公安職俸給表(一)に準じた特別の給料表が適用されている。
公務災害補償制度	生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況下で、犯罪の捜査や火災の鎮圧等の職務に従事し、公務災害を受けた場合には特例加算が受けられる。 (地方公務員災害補償法第46条)	生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況下で、犯罪の捜査や火災の鎮圧等の職務に従事し、公務災害を受けた場合には特例加算が受けられる。 (地方公務員災害補償法第46条)
平成20年度中の公務災害の状況 (職員1万人あたりの件数)	認定件数：負傷 5,590件 (197.5件) 死亡 7件 (0.25件) 補償額(年金除く。)：21.5億円	認定件数：負傷 1,563件 (98.7件) 死亡 4件 (0.25件) 補償額(年金除く。)：3.9億円
階級	警視総監、警視監、警視長、警視正、警視、警部、警部補、巡査部長、巡査(※) (警察法第62条) 注 警察庁長官を除く。	消防総監、消防司監、消防正監、消防監、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長、消防副士長、消防士(消防組織法第16条第2項、消防吏員の階級の基準第1条及び4条)
叙勲	通常の「春秋叙勲」とは別に、著しく危険性の高い業務に精励した者に対する「危険業務従事者叙勲」の対象となっている。 平成21年度中、「危険業務従事者叙勲」を受けた警察関係者数：3,659人	通常の「春秋叙勲」とは別に、著しく危険性の高い業務に精励した者に対する「危険業務従事者叙勲」の対象となっている。 平成21年度中、「危険業務従事者叙勲」を受けた消防関係者数：1,229人

(※)：このほか、巡査長については、巡査長に関する規則(昭和42年国家公安員会規則第3号)により、巡査のうち勤務成績が優良であり、かつ、実務経験が豊富な巡査のうち一定の要件を満たす者から選考され、巡査長の階級章が用いられる。

警察と消防の比較(参考 各種統計数値等)

	警 察	消 防
組織の数 (平成21年4月1日現在)	都道府県警察 47 警察署 1,201 交番 6,216 駐在所 6,926	消防本部 803 (うち312が一部事務組合及び広域連合) 消防署 1,706 分署・出張所 3,197
職員数 (平成21年度)	282,980人 ※定員ベース うち 警察官 254,305人 一般職員 28,675人 注 都道府県警察に勤務する職員数(警察庁及び管区警察局の職員を除き、地方警務官を含む。)	158,327人 うち 消防吏員 156,656人 その他の職員 1,671人
組織1単位当たりの規模	都道府県警察あたり平均 6,021人 最大 警視庁 45,887人 最小 鳥取県警察 1,430人	消防本部あたり平均 197人 最大 東京消防庁 18,818人 最小 三宅村 13人 ※全消防本部のうち職員数200人未満の本部数: 617(76.8%) " 職員数1,000人以上の本部数: 12(1.5%)
平成20年度決算規模	約3.3兆円(うち人件費約2.8兆円) 注 このほか、警察通信施設の維持管理及び警察用車両等の整備等に要する経費については、国庫から直接支弁される。(警察法第37条)	約1.8兆円(うち人件費約1.4兆円)
通報受理件数 (職員1人当たりの件数) (平成20年中)	8,923,369件(31.5件) (通報先: 110番)	8,108,166件(51.2件) (通報先: 119番)
主な対応件数 (職員1人当たりの件数) (平成20年中)	刑法犯認知件数 1,818,023件(6.4件) 交通事故発生件数(含物損) 3,564,122件(12.6件) 道路交通法違反取締総件数 12,914,946件(45.6件) 警察安全相談取扱件数 1,382,811件(4.9件)	火災 60,343件(0.4件) 救急 5,100,779件(32.2件) 火災原因・警防調査 586,732件(3.7件) 予防査察 762,465件(4.8件)
車両保有数	約39,000台(パトカー、白バイなど)	約31,000台(消防ポンプ自動車、救急車など)
沿革	<ul style="list-style-type: none"> ・戦前 国家警察として組織 ・昭和23年 旧警察法の施行 市及び人口5,000人以上の市街的町村は、自治体警察の管轄、その他の地域は、国家地方警察の管轄 ・昭和29年 警察法の施行 執行事務を都道府県警察に一元化しつつ、警察庁長官による都道府県警察に対する指揮監督等、一定範囲で国が関与することとする制度へ移行 	<ul style="list-style-type: none"> ・戦前 警察の一部門として消防活動を実施 ・昭和23年 消防組織法の施行 消防制度は警察制度から分離され、消防は市町村長が管理することとされた。

(参考1) その他関係職種の比較

	海上保安官	刑務官	入国警備官	麻薬取締官
職務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・海上犯罪取締り ・領海警備 ・海難救助 ・船舶火災や原油の排出事故等への対応 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事施設における非収容者の拘禁 ・施設の保管理 ・刑務作業の監督 ・生活指導 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・入国、在留に関する違反事件の調査 ・收容令書又は退去矯正令書を執行するため、非執行者の收容、護送、送還 ・入国者收容所における非収容者の処遇及び施設の警備 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・違法薬物に係る捜査 ・医療用麻薬等に係る監督・指導等
労働基本権の状況	団結権：× 団体交渉権：×	団結権：× 団体交渉権：×	団結権：× 団体交渉権：× ※出入国管理法により国家公務員法の規定の適用上、「警察職員」とするものとされている。	団結権：○ 団体交渉権：○ ただし、協約締結権は認められない。
職員に認められる主な権限	<ul style="list-style-type: none"> ・職務質問権 ・武器の携帯・使用权 ・被疑者への出頭要請及び取調権 ・逮捕権 このほか、船舶の停止命令権、現場における一般人や船舶への協力命令権、船舶への立入検査権 等 ○刑事訴訟法上の「司法警察職員」である。	<ul style="list-style-type: none"> ・小型武器の携帯・使用权 ・被疑者への出頭要請及び取調権※ ・逮捕権※ このほか、身体検査権等 ○刑事施設内における犯罪について、刑事訴訟法上の「司法警察職員」の準用規定あり。 ※印は、刑事施設内の犯罪について職員に認められた権限である。	<ul style="list-style-type: none"> ・武器の携帯・使用权 ・容疑者への出頭要請及び取調権 このほか、容疑者の收容権、臨検、捜索及び押収権等 ○刑事訴訟法上の「司法警察職員」ではない。	<ul style="list-style-type: none"> ・小型武器の携帯・使用权 ・被疑者への出頭要請及び取調権 ・逮捕権 ○刑事訴訟法上の「司法警察員」である。
職員数	国家公務員（国土交通省） 12,593人 （定員、平成21年度末）	国家公務員（法務省） 17,651人 （定員、平成21年度末）	国家公務員（法務省） 1,564人 （定員、平成21年度末）	国家公務員（厚生労働省） 258人 （定員、平成21年度末）
給料表	公安職俸給表（二）	公安職俸給表（一）	公安職俸給表（一）	行政職俸給表（一）
階級	一等海上保安監、二等海上保安監、三等海上保安監、一等海上保安正、二等海上保安正、三等海上保安正、一等海上保安士、二等海上保安士、三等海上保安士、一等海上保安士補、二等海上保安士補、三等海上保安士補	矯正監、矯正長、矯正副長、看守長、副看守長、看守部長、看守	警備監、警備長、警備士長、警備士、警備士補、警守長	なし

(参考2)(未定稿) 諸外国における消防職員、警察職員及び地方公務員の労働基本権の状況

	アメリカ (ニューヨーク州)			イギリス			フランス				ドイツ			
	消防職員	警察職員	一般公務員	消防職員	警察職員	一般公務員	消防職員※	警察職員	一般公務員 (官吏)	一般公務員 (非官吏)	消防職員	警察職員	一般公務員 (官吏)	一般公務員 (非官吏)
団 結 権	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
団体交渉権	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
協約締結権	○	○	○	○	×	○	×	×	×	○	×	×	×	○
争 議 権	×	×	×	○	×	○	○ ※※	×	○	○	×	×	×	○
備 考	・テイラー法により、消防職員、警察職員を含む公務員について争議権は認められていない。			・消防職員を含む公務員については、その身分関係を定める法令が存在しないため、民間労働者と同じく争議権まで認められている。 ・警察官については警察法により、労働基本権が認められていない。			・地方公務員には、法律に基づき任用される「官吏」と労働契約による「非官吏」に分類される。 ・消防職員及び警察職員も「官吏」である。 ・警察官については、特別法により争議権が認められていない。				・地方公務員には、法律に基づき任用される「官吏」と労働契約による「非官吏」に分類される。 ・消防職員及び警察職員は「官吏」であり、労働基本権も「官吏」と同様。			

※ : パリ、マルセイユにおいては、軍隊が消防事務を担っており、軍人である消防職員は団結権、団体交渉権、争議権を有していない。
 ※※: 行政的争議(文書作成等)は認められているが、消防に関する争議は認められていない。

(参考3) 消防と警察との関係に関するこれまでの考え方

1 政府のこれまでの考え方

日本の消防は、以下の理由から、ILO87号条約第9条の「警察」に含まれる。

① 歴史的沿革

- ・ 日本の消防は300年余の歴史をもち、従来一貫して警察の一部門とされてきた。
- ・ 昭和23年に組織的には警察から分離されたが、消防の権限・機能は増えこそすれ、減じてはいない。

② 日本の消防の任務

- ・ 日本の消防と警察は、同様な使命・任務をもち、公共秩序の保持のためお互いに補完しあう関係にある。

消防の目的:「安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資する」(消防法第1条)

警察の目的:「個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持する」(警察法第1条)

③ 消防職員に認められる権限

- ・ 消防職員には、①優先的な道路通行権、②特定区域の通行制限権、③現場における一般人に対する協力命令権について、警察官とほぼ同様の権限が認められている。
- ・ 消防職員には、さらに、④他人の家屋や土地に立ち入る権利、⑤消火活動中の緊急措置権としての近隣建物を破壊する権限等が認められている。

④ ILO87号条約批准の経緯

- ・ ILO結社の自由委員会の「警察及び警察と同視すべき若干の職務」に該当するとの見解を踏まえて批准した。
(ILO87号条約に関する「2007年日本政府年次報告」)

2 ILOの指摘内容

○「消防職員の職務が軍隊及び警察に関する本条約第9条に基づいてこの種の労働者を除外することを正当化するような性質のものであるとは考えない。

入国警備官及び海上保安庁職員については、政府の報告中に述べられているその遂行する職務に照らし、これらの者に対する団結権の適用の範囲は、その任務が警察に類似しており、かつ法の防衛又は治安の維持を包含している限り、国内法令をもって定めることができるように思われる。」

(1973年3月 条約勧告適用専門委員会意見)

○「委員会は、(中略)、特に以下の点に関する十分な社会的対話の促進を確保するための手段を引き続きとるよう要請した、政府に対する前回の勧告を強調して繰り返し述べる。

(ii) 消防職員及び刑事施設職員への団結権の付与 (2009年6月 結社の自由委員会354次報告)